

八王子市子ども会議設置要綱（案）

平成28年2月1日（水）
子どもにやさしいまちづくり部会
平成27年度第4回配布資料

（目 的）

第1条 子どもにやさしいまちづくりの推進について、幅広く子どもの意見を聴取するため、八王子市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を設置する。

（意見を求める事項）

第2条 子ども会議は、次に掲げる事項について意見聴取をする。

- （1）子どもにやさしいまちづくりに関すること。
- （2）その他子どもに関すること。

（構 成）

第3条 子ども会議は、八王子市内に在住する概ね10歳から18歳のうち公募等により選考した者16人以内をもって構成する。

（ファシリテーター及びサポーター）

第4条 子ども会議を運営するために、ファシリテーター及びサポーターを複数人置く。ファシリテーターは、子ども会議全体の進行及びとりまとめを行う。サポーターは、委員の補佐を行う。

（任 期）

第5条 参加者の任期は2年とする。

（会 議）

第6条 子ども会議は市が必要に応じて参加者を招集し、開催する。

（構成員以外の者の出席）

第7条 子ども会議は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶 務）

第8条 子ども会議の庶務は、子ども家庭部子どものしあわせ課において行う。

（補 足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。